○香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年１２月２４日

条例第４号

 改正　令和4年7月25日　条例第3号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項及び第２０４条第３項の規定に基づき、法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　フルタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

（２）　パートタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第３条　この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

２　給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の給料表は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年例第１８号。以下「給与条例」という。）別表第１（以下「給料表」という。）の規定を準用する。ただし、給与条例の改正による給料表の改定については、給与条例改正の施行日の翌月から適用するものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第５条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い組合長が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第６条　新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い組合長が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第７条　給与条例第６条及び第１９条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第６条第５項中「勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第８条　給与条例第１１条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第８条の２　給与条例第１４条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　組合長が正規の勤務時間として割り振る午後５時から翌日の午前９時３０分までの勤務（この項において「夜間勤務」という。）の全ての時間（休憩及び休息時間は除く。）を勤務したフルタイム会計年度任用職員には、前項の規定により支給する額とは別に夜間勤務１回につき規則に定める額を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第９条　給与条例第１３条第１項、第２項及び第４項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１３条第１項 | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員 | 当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員 |
| 第１３条第２項 | 勤務時間条例第６条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第４条第２項又は第５条により割り振られた１週間の正規の勤務時間 | 当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間 |
| 第１３条第４項 | 勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日 | 当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日 |

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第１０条　給与条例第１３条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１３条の２ | 勤務時間条例第４条第１項又は第５条の規定に基づき毎日曜日 | 毎日曜日 |
| 勤務時間条例第１１条に規定する祝日法による休日 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）第１１条に規定する祝日法による休日 |
| 勤務時間条例第５条及び第６条の規定に基づく週休日 | 当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日 |
| において、正規の勤務時間 | において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。） |

（フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理）

第１１条　第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額並びに第９条において準用する給与条例第１３条及び前条において準用する給与条例第１３条の２の規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第１２条　給与条例第１７条から第１７条の３まで（第１７条第１項後段の規定を除く。）の規定は、任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期が６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）

第１３条　フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、高知県市町村総合事務組合退職手当条例（平成１７年高知県市町村総合事務組合条例第２１号）の規定による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額の算出）

第１４条　第９条において準用する給与条例第１３条及び第１０条において準用する給与条例第１３条の２並びに次条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額に１２を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第１５条　フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他組合長が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第１６条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

２　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を２１で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間を７．７５で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を１６２．７５で除して得た額とする。

４　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第４条から第６条までの規定を適用して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第１７条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務１時間につき、第２２条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第２２条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が３８時間４５分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　次に掲げる時間の合計が１箇月について６０時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２２条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（１）　第１項の勤務の時間　１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）

（２）　前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　１００分の５０

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第１８条　祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この条及び第２３条において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この条及び第２３条において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務１時間につき、第２２条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第１９条　第２３条に規定する勤務１時間当たりの報酬額及び前２条の規定により勤務１時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第２０条　給与条例第１７条から第１７条の３までの規定（第１７条第１項後段の規定を除く。）は、任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第１７条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の１箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２　任期が６月に満たないパートタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第２１条　報酬は、月の１日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

２　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額の算出）

第２２条　第１７条及び第１８条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　月額による報酬　第１６条第１項の規定により計算して得た額に１２を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額

（２）　日額による報酬　第１６条第２項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

（３）　時間額による報酬　第１６条第３項の規定により計算して得た額

２　次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　月額による報酬　前項第１号の規定により計算して得た額

（２）　日額による報酬　前項第２号の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第２３条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第１号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

２　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他組合長が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第２号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第２４条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第１１条第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第２５条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　旅行に係る費用弁償の額は、香南香美老人ホーム組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成１７年条例第６号）の規定の適用を受ける職員の例による。

（給与からの控除）

第２６条　給与条例第２条の２ただし書の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第２７条　この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、組合長が別に定める。

（委任）

第２８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）第１条の規定による改正前の地方公務員法（以下「旧地公法」という。）第３条第３項第３号に規定する非常勤の嘱託員（月額により報酬が支払われていたものに限る。）として任用されていた者又は旧地公法第２２条第５項に規定する臨時的に任用する職員（日額により賃金が支払われていたものに限る。）であって、施行日において会計年度任用職員となったもの（施行日の前日及び施行日において同種の職務に従事する職員である者に限る。）のうち、その者の受けることとなる給料又は報酬及び期末手当の総額（施行日の前日における報酬の月額を基礎として算定した報酬の年額又は賃金の日額を基礎として算定した賃金の年額をいう。）に達しないこととなる者の給料又は報酬については、組合長が必要な調整を行うことができる。

附　則（令和４年７月２５日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

等級別基準職務表

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の級 | 職務 |
| １級 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |
| ２級 | 相当の知識又は経験を必要とする職務 |